

# 第5章 環境の保全・創造への基盤づくり

## 第1節 開発における環境配慮の実施

### 1 環境影響評価の実施

環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発事業等の実施前に、事業者自らが環境影響について評価を行い、環境保全に配慮する仕組みであり、環境アセスメントの推進は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策です。

わが国では、昭和50年代に、「環境影響評価法」の制定に向けた努力がなされ、昭和56年に法案が国会に提出されましたが、昭和58年衆議院解散に伴って廃案となりました。廃案後、当面実効のある措置を講じるために、昭和59年8月に法案要綱をベースとして「環境影響評価実施要綱」が閣議決定され（閣議決定要綱）、これに基づき環境アセスメントが実施されてきました。また、この他に、港湾法、公有水面埋立法等の個別法、発電所の立地に関する通産省省議決定等の行政指導等に基づき環境アセスメントが実施されてきました。

その後、平成5年の環境基本法の国会審議や環境基本計画で示された政府方針を踏まえ、平成6年7月から平成8年6月にかけて、関係省庁が一体となって内外の環境影響評価制度の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施しました。その結果を受け、平成8年6月28日に内閣総理大臣から中央環境審議会に対し、「今後の環境影響評価制度の在り方について」の諮問が行われました。

中央環境審議会では、国民各界各層から意見聴取を行い、平成9年2月10日に法制化に向けた答申を公表しました。

環境庁は、この答申に示された基本原則を受けて、政府部内の調整を行い、3月28日には「環境影響評価法案」が閣議決定され、国会に提出されました。

こうして、環境影響評価法は、平成9年5月6日に衆議院本会議において可決され、6月9日に参議院本会議において可決され成立し、6月13日に公布されました。平成9年12月3日に施行令、12月12日に環境影響評価に係る基本的事項が公布され、平成10年6月12日に施行規則及び技術指針等を定めた主務省令が公布され、平成11年6月12日から全面的に施行されました。

本県においても、平成4年8月25日に徳島県環境影響評価要綱を告示し、平成5年2月1日から施行し、先の個別法令、要綱等の規定に基づき実施されている各種事業等に係る環境影響評価について、環境保全の立場から審査・指導・助言等を行ってきました。平成8年5月29日に建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱の一部が改正され、対象事業に堰の建設が追加されたことをかんがみ、平成9年2月10日に徳島県環境影響評価要綱を改正し、対象事業に堰の建設を追加しました。

また、国において環境影響評価法が定められたこと及び他県等において環境影響評価制度の見直し作業が進められていること、及び平成11年3月に公布された「徳島県環境基本条例」において環境影響評価の推進が打ち出されていることから、平成10年11月4日に徳島県環境審議会に対し、「徳島県環境影響評価条例（仮称）のあり方について」諮問を行い、平成11年11月15日に同審議会から答申がなされました。

この答申を踏まえた条例案が、平成12年2月議会で可決され、平成12年3月28日に「徳島県環境影響評価条例」を制定し、公布しました。

平成12年8月8日には対象事業の規模等を定めた「徳島県環境影響評価条例施行規則」を公布、平成13年3月27日には環境影響評価及び事後調査についての技術的事項を定めた「徳島県環境影響評価技術指針」を告示し、平成13年3月27日から徳島県環境影響評価条例を全面的に施行しています。

### 2 公共工事における環境配慮

県土整備部所管の公共事業には、河川・海岸の保全・土砂災害対策など暮らしを自然災害から守る事業、道路・港湾・空港等の総合交通体系の整備など地域の活力を生み出していく基盤をつくる事業、公園や下水道の整備などより良い環境づくりを行う事業があります。

しかし、事業の実施により生じる環境への影響を認識し、様々な環境への影響を緩和しつつ、より質の高い環境を創造していくことが求められています。

このことから、平成10年度に「徳島県公共工事環境配慮指針」を策定し、公共工事における環境配慮の実施を推進しており、平成16年度にはこの指針を改定（「徳島県公共事業環境配慮指針」）し、環境に配慮した公共事業の一層の推進に取り組むこととしております。

農林水産部所管の農業農村整備事業においては、平成14年度の土地改良法の改正により、「環境との調和への配慮」が必要となりました。

このため、県が事業主体となる平成15年度以降の新規事業について、全ての地区で調査・計画段階から環境配慮への取り組みを進めております。

また、この一環として環境の専門家等からなる第三者機関「徳島県田園環境検討委員会」を設置し、指導・助言を求めることとしております。

### 3 土地利用対策

#### (1) 総合的な土地利用計画

国土の総合的かつ計画的な利用を図ることを目的として制定された国土利用計画法に基づき、本県においても総合的な土地利用計画として、徳島県国土利用計画及び徳島県土地利用基本計画を策定しています。

##### ① 国土利用計画

県土の利用に関する行政上の指針となるものとして、平成9年3月に平成17年を目標年次とする徳島県国土利用計画（第三次）を策定しました。

この計画は「県土の利用に関する基本構想」、「県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」、「目標を達成するために必要な措置の概要」について定めています。

なお、第三次計画においては、少子化、高齢化の急速な進行、環境問題への関心及び県土の安全性に対する期待の高まり等に対応して、土地需要の量的な調整と県土利用の質的向上を図ることを課題としています。

表2-5-1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 (単位：ha、%)

	平成4年	平成17年	構 成 比	
			平成4年	平成17年
農 用 地	37,670	35,390	9.1	8.5
農 地	37,500	35,190	9.1	8.5
採草放牧地	170	200	0.0	0.0
森 林	313,900	311,590	75.8	75.1
原 野	1,520	1,510	0.4	0.4
水 面 等	16,260	16,640	3.9	4.0
道 路	10,570	13,420	2.6	3.2
宅 地	13,200	14,610	3.2	3.5
住 宅 地	8,370	9,400	2.0	2.3
工 業 用 地	1,050	1,400	0.3	0.3
その他の宅地	3,780	3,810	0.9	0.9
そ の 他	21,210	21,610	5.1	5.2
合 計	414,320	414,760	100.0	100.0
市 街 地	5,220	6,270	—	—

##### ② 土地利用基本計画

徳島県土地利用基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制を実施するにあたっての基本となる計画です。

すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、それぞれ規制の基準としての役割を果たすものです。

この計画は、県土について都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域を表示した「計画図」並びに五地域区分ごとの土地利用の原則、五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を定めた「計画書」によって構成されています。

なお、五地域区分の面積は表2-5-2のとおりです。

表2-5-2 五地域区分の面積

(単位：ha、%)

区 分	面 積	県土面積に対する割合
都 市 地 域	62,303	15.0
農 業 地 域	246,780	59.5
森 林 地 域	313,010	75.5
自 然 公 園 地 域	38,102	9.2
自 然 保 全 地 域	59	0.0
白 地 地 域	505	0.1
県 土 面 積	414,546	100.0

## (2) 土地取引の規制

国土利用計画法では、適正かつ合理的な土地利用の確保の観点から土地取引について届出勧告制を設けています。

届出勧告制は周辺の土地利用上大きな影響力がある一定面積以上の土地取引について規制し、その波及効果により適正かつ合理的な土地利用の実現を図ろうとするものです。

一定面積（市街化区域内では2,000㎡、市街化区域を除く都市計画区域では5,000㎡、都市計画区域外の区域では10,000㎡）以上の一団地の土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者（譲受人）は、契約の締結後2週間以内に、当該土地の所在する市町村の長を経由して、知事にその契約の内容を届け出るよう義務づけています。知事はこの届出に係る土地の利用目的が不適当な場合には、利用目的の変更を行うよう勧告し、勧告に従わない場合は公表することができるものとされています。

平成15年度の土地売買等の届出の処理状況は、表2-5-3のとおりです。

表2-5-3 土地売買等の届出の処理状況

利 用 区 分	届 出		処 理 状 況							
			不 勧 告		勧 告		取 下 げ		公 表	
	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)
住 宅 団 地	7	24,203	7	24,203	0	0	0	0	0	0
生 産 施 設 (工 場 等)	1	4,628	1	4,628	0	0	0	0	0	0
商 業 施 設	3	13,762	3	13,762	0	0	0	0	0	0
レジャー施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴ ル フ 場	1	24,789	1	24,789	0	0	0	0	0	0
林 業	33	8,788,857	33	8,788,857	0	0	0	0	0	0
農 業 畜 産 物	2	15,792	2	15,792	0	0	0	0	0	0
そ の 他	30	8,490,382	30	8,490,382	0	0	0	0	0	0
計	77	17,362,413	77	17,362,413	0	0	0	0	0	0

(3) 大規模開発行為

県土の無秩序な開発を防止し、県民の安全で良好な地域環境の確保と県土の均等ある発展を図るため、民間が行う一定面積以上の開発行為については、昭和48年8月1日から「徳島県土地利用指導要綱」を定めて指導を行ってきました。

徳島県土地利用指導要綱では、一定面積（市街化区域5,000㎡、その他の区域10,000㎡）以上の土地の形質の変更を伴う開発に際し、開発者は事前に当該土地の所在する市町村の長を通じて県知事に対して開発協議を行い、開発承認を得た上で適正な開発を行うことを求めています。

これらの開発協議に対応し、土地利用指導要綱の適正な運用を図るため、庁内に徳島県土地利用対策会議を設置し、毎月1回の定例会を開催し、開発協議の内容等について調査審議し適正な開発指導に努めています。

なお、平成15年度の要綱に基づく開発協議の処理状況は、表2-5-4のとおりです。

表2-5-4 要綱に基づく開発行為協議の処理状況

利用区分	協 議		処 理 状 況					
			承 認		取 下 げ		審 査 中	
	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)
工業用地	0	0	0	0.0	0	0	0	0
住宅用地	2	40,269.78	2	40,269.78	0	0	0	0
砂利岩石採取	1	288,656.00	1	288,656.00	0	0	0	0
廃棄物処理施設利用	1	44,838.00	1	44,838.00	0	0	0	0
農林業施設用地	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0
山土採取	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0
レジャー用地	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0
ゴルフ用地	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0
その他	3	232,707.00	1	134,768.00	0	0	2	97,939.00
計	7	606,470.78	5	508,531.78	0	0	2	97,939.00

4 今後の取り組みの方向性

(1) 環境影響評価の実施

持続可能な社会の構築のため、国際的に戦略的環境アセスメント（Strategic Environmental Assessment）の導入が大きな流れとなっています。

戦略的環境アセスメントとは、政策、計画、プログラムを対象とする環境アセスメントであり、事業に先立つ上位計画や政策などの段階で、環境への配慮を意志決定に統合するための仕組みであります。

戦略的環境アセスメントについては、環境影響評価法（平成9年公布）制定の際、中央環境審議会における議論や国会での審議、委員会の付帯決議においても課題とされ、「上位計画や政策における環境配慮を徹底するため、戦略的環境影響評価についての調査・研究を推進し、国際的動向や我が国での現状を踏まえて、制度化に向けて早急に具体的な検討を進めること。」としています。

国においては、戦略的環境アセスメントについて検討・研究がなされ、平成12年には戦略アセスメントの導入に当たっての基本的考え方や今後の方向についての提言などを内容とする報告書を取りまとめています。さらには、平成14年度からの検討過程で明らかになった戦略的環境アセスメントを試行するに当たっての重点事項や留意事項等を抽出し、一般廃棄物処理計画策定における戦略的環境アセスメント試行のためのガイドラインを取りまとめています。

本県の環境影響評価条例（平成12年公布）制定の際にも、県環境審議会の答申に「現在広く一般に行われている環境影響評価は、事業の実施段階で行われています。個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることによる上位計画や政策についても、環境保全について配慮することが必要であり、こうした計画段階での環境影響評価の実施は、事業実施段階に比べ計画熟度が低いため、予測の不確実性が高く技術上の課題もあるなど、具

体的な手続のあり方については、国の動向や国内外の研究成果を踏まえ、具体的な検討を進めることが望ましい。」としています。これら国の動向等を踏まえ、独自に制度化を試みる地方自治体も見受けられるようになってきています。

こうした状況の中、本県においても、戦略的環境アセスメントの研究等を進めていますが、制度の導入には、その対象事業、効果的に実施するタイミング（実施時期）、手続きの流れ（実施方法）、など多くの課題があることから、国の動向などを見守りながら、さらに研究・検討を進めていきます。

## （２）公共工事における環境配慮

徳島県公共工事環境配慮指針については、平成10年度の策定から6年が経過し、この期間内には、徳島県環境影響評価条例、とくしまピオトープ・プラン等の策定、循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法等の公布等があったことから、平成16年度に「徳島県公共工事環境配慮指針」を改定しました。今後ともこの指針を活用しながら、環境に配慮した施設整備の推進を図っていきます。

農業農村整備事業において環境配慮を進めるにあたっては、環境配慮手法の定着と調査データや技術の蓄積が必要であるとともに、受益農家や地域住民など関係者の理解と協力が重要です。

このため、県内専門家等の協力を得ながら徳島県田園環境配慮マニュアルの作成や環境調査データの蓄積を進めるとともに、研修会や地元説明会等を通じて受益農家等に対する情報提供を推進します。

## （３）土地利用対策

現在、国土交通省に設置されている国土審議会において、新たな国土計画体系の確立に向けて検討が行われています。今後は、社会の変化に対応し、「開発」に重きを置いたこれまでの国土計画から、利用、開発、保全の「総合的かつ基本的な国土の管理」に重きを置いた計画へと転換が図られる予定です。

この国土利用計画体系の改革に基づき、県においても新たな国土利用計画（県計画）の策定を行う予定です。